

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>期日指定定期預金規定 <自動継続以外> 1. (預金支払時期等) 変更ありません</p> <p>2. (利息) (1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「<u>定期預金等共通規定</u>」第3条第3項の規定により解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① ~ ⑥ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>	<p>期日指定定期預金規定 <自動継続以外> 1. (預金支払時期等) 変更ありません</p> <p>2. (利息) (1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① ~ ⑥ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>
<p>自動継続期日指定定期預金規定 <自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続) } 2. (預金の支払時期等) } 変更ありません</p> <p>3. (利息) (1) ~ (4) 変更ありません</p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および「<u>定期預金等共通規定</u>」第3条第3項の規定により解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① ~ ⑥ 変更ありません</p> <p>(6) 変更ありません</p>	<p>自動継続期日指定定期預金規定 <自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続) } 2. (預金の支払時期等) } 変更ありません</p> <p>3. (利息) (1) ~ (4) 変更ありません</p> <p>(5) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① ~ ⑥ 変更ありません</p> <p>(6) 変更ありません</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. （預金の支払時期等） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>（1）、（2） 変更ありません</p> <p>（3） 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ④ 変更ありません</p> <p>（4） 変更ありません</p> <p>3. （中間利息定期預金） 変更ありません</p>	<p>自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. （預金の支払時期等） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>（1）、（2） 変更ありません</p> <p>（3） 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ④ 変更ありません</p> <p>（4） 変更ありません</p> <p>3. （中間利息定期預金） 変更ありません</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. （自動継続） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>（1） ～ （3） 変更ありません</p> <p>（4） 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ④ 変更ありません</p> <p>（5） 変更ありません</p> <p>3. （中間利息定期預金） 変更ありません</p>	<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. （自動継続） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>（1） ～ （3） 変更ありません</p> <p>（4） 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ④ 変更ありません</p> <p>（5） 変更ありません</p> <p>3. （中間利息定期預金） 変更ありません</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. （預金の支払時期等） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ⑥ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>	<p>自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. （預金の支払時期等） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ⑥ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. （自動継続） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>(1) ～ (3) 変更ありません</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ⑥ 変更ありません</p> <p>(5) 変更ありません</p>	<p>自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. （自動継続） 変更ありません</p> <p>2. （利息）</p> <p>(1) ～ (3) 変更ありません</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① ～ ⑥ 変更ありません</p> <p>(5) 変更ありません</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>変動金利定期預金規定</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. (預金の支払時期等) } 変更ありません</p> <p>2. (利率の変更) }</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、以下のとおり支払います。</p> <p>① ~ ③ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>	<p>変動金利定期預金規定</p> <p><自動継続以外></p> <p>1. (預金の支払時期等) } 変更ありません</p> <p>2. (利率の変更) }</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、以下のとおり支払います。</p> <p>① ~ ③ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>
<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続) } 変更ありません</p> <p>2. (利率の変更) }</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、以下のとおり支払います。</p> <p>① ~ ③ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>	<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p><自動継続扱い></p> <p>1. (自動継続) } 変更ありません</p> <p>2. (利率の変更) }</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)、(2) 変更ありません</p> <p>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、以下のとおり支払います。</p> <p>① ~ ③ 変更ありません</p> <p>(4) 変更ありません</p>
<p>通知預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) 「定期預金等共通規定」第3条第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p> <p>2. (利息) 変更ありません</p>	<p>通知預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p> <p>2. (利息) 変更ありません</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>定期積金規定（スーパー積金）</p> <p>1. （掛金の払込み）</p> <p>2. （給付契約金の支払時期）</p> <p>3. （払込みの遅延）</p> <p>4. （給付補填金等の計算）</p> <p>(1) 変更ありません</p> <p>(2) 約定どおり払込みがおこなわれなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に通帳または証書記載の掛込総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび「定期預金等共通規定」第3条第3項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ ～ ④ 変更ありません</p> <p>5. （先払割引金の計算等）</p> <p>6. （満期日以後の利息）</p>	<p>定期積金規定（スーパー積金）</p> <p>1. （掛金の払込み）</p> <p>2. （給付契約金の支払時期）</p> <p>3. （払込みの遅延）</p> <p>4. （給付補填金等の計算）</p> <p>(1) 変更ありません</p> <p>(2) 約定どおり払込みがおこなわれなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に通帳または証書記載の掛込総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ ～ ④ 変更ありません</p> <p>5. （先払割引金の計算等）</p> <p>6. （満期日以後の利息）</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>定期預金等共通規定</p> <p>1. (証券類の受入れ) 変更ありません</p> <p>2. (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金・積金(以下「預金等」といいます)は、第3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金等の契約をお断りするものとします。</u></p> <p>3. (預金の解約、書替継続) (1) この預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 ただし、証書の場合は、証書受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 (2) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金等を解約することができるものとします。</u> <u>① 預金者が預金等契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>② 預金者が、次のいずれかに該当する場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 <u>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p>	<p>定期預金等共通規定</p> <p>1. (証券類の受入れ) 変更ありません</p> <p style="text-align: center;">} 追加</p> <p>2. (預金の解約、書替継続) (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 ただし、証書の場合は、証書受取欄に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 (2) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">} 追加</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>(4) 前項により、この預金等が解約され残高がある場合、またはこの預金等の取引が停止されその解除を求める場合には通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(5) 前4項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金等の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) ～ (2) 変更ありません</p> <p>(3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金等の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手續きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 変更ありません</p> <p><u>5. (印鑑照合)</u> 内容の変更はありません</p> <p><u>6. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (1) この預金等、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 変更ありません</p> <p><u>7. (成年後見人等の届出)</u> 内容の変更はありません</p>	<p>追加</p> <p>(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>3. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</u> (1) ～ (2) 変更ありません</p> <p>(3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手續きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 変更ありません</p> <p><u>4. (印鑑照合)</u> 内容の変更はありません</p> <p><u>5. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書または通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 変更ありません</p> <p><u>6. (成年後見人等の届出)</u> 内容の変更はありません</p>

定期性預金各種規定の改訂新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p><u>8.</u> (保険事故発生時における預金者・積金契約者からの相殺)</p> <p>(1) この預金等は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金等に、預金者・積金契約者（以下「預金者」といいます。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合にも同様の取扱とします。</p> <p>(2) 変更ありません</p> <p><u>9.</u> (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払戻し等) 内容の変更はありません</p> <p><u>10.</u> (規定の改定) 内容の変更はありません</p>	<p><u>7.</u> (保険事故発生時における預金者・積金契約者からの相殺)</p> <p>(1) この預金・積金（以下「預金等」といいます。）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金等に、預金者・積金契約者（以下「預金者」といいます。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合にも同様の取扱とします。</p> <p>(2) 変更ありません</p> <p><u>8.</u> (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払戻し等) 内容の変更はありません</p> <p><u>9.</u> (規定の改定) 内容の変更はありません</p>